

北杜市市民意識調査業務委託仕様書
※優先交渉権者決定後に仕様書の変更あり

1 件名

北杜市市民意識調査業務委託

2 業務の目的

本件調査業務は、令和3年度に策定した第3次北杜市総合計画（以下「総合計画」という。）を強く推進するにあたり、進捗管理に向けた、市民の意識を反映した指標の正確な基準値の把握を行うことを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和4年11月30日（水）まで

4 委託料の支払方法等

業務完了払（年1回）

5 業務内容

(1) 調査の名称

本業務委託に係る市民調査の名称は「北杜市市民意識調査」とする。

(2) 調査対象

■ 対象

北杜市民

■ 調査総数

3,000件程度

(3) 調査設計

■ 調査設計

- ・ 業務の目的を達成するために、調査対象の抽出方法、より効果的な調査・分析の手法、回収率向上に向けた創意工夫などを提案すること。
- ・ また、総合計画の施策（以下「施策」という。）推進に向けて有益な調査項目等も提案すること。

(4) 調査票の作成、発送等

■ 調査票の作成

- ・ 調査設計に基づき、わかりやすい調査票を作成すること。

■ 調査票等の印刷・発送・回収方法

- ・ 受託者は調査票（8 ページ程度、モノクロを想定）の印刷、返信用封筒の作成・印刷、発送・回収に係る各種事務手続き（封入封緘、料金後納など）を行うこと。
- ・ 発送用封筒は市が用意するものを使用し、封筒への印字は受託者が行うこと。
- ・ 調査票の送付に係る郵送料のうち、発送費用は委託料に含むものとする。返信用費用は発注者（市）が負担する。
- ・ 宛名ラベルは発注者が提供する。

(5) 回収率向上に向けた工夫

- ・ より正確な数値を得るために回収率を向上させる必要があるため、督促礼状の発送などを行うこと。
- ・ 他、回収率向上に向けた提案を行うこと。

(6) クリーニング設計書の作成及びクリーニングの実施

- ・ 回収した調査票から、論理矛盾、誤データ等を取り除くためのクリーニングを実施すること。
- ・ クリーニングの実施に当たっては、クリーニング設計書を作成し実施すること。

(7) 調査結果の分析

- ・ 単純集計・クロス集計（統計的検定を含む）など、施策の進捗管理・推進に向けて有効な集計・分析を提案すること。
- ・ 調査結果は、調査報告書及び概要版としてわかりやすく取りまとめること。

(8) その他

- ・ その他、施策の進捗管理・推進に向けた調査となるよう、有益な提案をすること。
- ・ 今後のまちづくりの方向性などを検討する上で、効果的と考えられる調査内容がある場合は、独自の提案をすること。

6 成果物(調査報告書)の作成、提出

- ・ 調査報告書、概要版(印刷物 1 部及び電子データ)
- ・ データー式(Raw データ、分析データ、図表データ)

7 スケジュール

- ・ 8 月 31 日 (水) 総合計画の指標に関わる調査結果を提出
- ・ 11 月 30 日 (水) 成果物の納品

8 業務分担

上記について、業務分担の詳細は次のとおりとする。

No.	業務名	分担者	備考
1	調査設計・調査票作成・Web画面作成	受注者・市	
2	調査票印刷	受注者	
3	発送用封筒の提供	市	発送用封筒は市が提供する。
4	封筒印刷（発送用・返送用）	受注者	
5	対象者抽出・宛名ラベルの作成	市	督促礼状用と合わせて2セット提供する。
6	料金後納郵便手続	受注者	
7	郵送料（発送）	受注者	発送費用は受注者負担とする。
8	郵送料（返送）	市	返信費用は市負担とする。
9	再発送	受注者	調査票を紛失した対象者等への送付。
10	督促礼状作成・印刷・発送	受注者	
11	入力・集計・分析・取りまとめ	受注者	
12	調査報告書及び概要版原稿の作成	受注者	

9 著作権等

本件について発生した成果品の著作権及び著作権は、市に帰属するものとする。受注者は、市の承諾を得ずに成果品を利用してはならない。また、受注者は著作者人格権に基づいた権利を行使しないこと。

10 その他

- (1) 市における担当は、企画部企画課（以下「担当課」という。）とする。
- (2) 受注者は、契約後、担当課と十分に協議した上、工程表を添えた事業計画書を提出すること。
- (3) 受注者は、担当課と適宜連絡をとり、業務の進捗状況に支障が生じないようにすること。
- (4) 採用した企画・提案等についても、市から修正等を指示することがあるものとする。
- (5) 受注者は、調査票の回収率向上に努めるものとする。（例えばWEB回答など）
- (6) 本仕様に定めのない事項については、その都度市と協議すること。
- (7) 業務中に生じた諸事故並びに市及び第三者に与えた損害に対しては、担当課の指示に従い、受注者の責任において処理するものとする。
- (8) 受注者は、本業務の遂行に当たり、関係法令等を遵守すること。
- (9) 提出された企画・提案等については、返却しない。

【問合せ・連絡先】

北杜市企画部企画課計画担当

〒408-0188 山梨県北杜市須玉町大豆生田 961 番地 1

T E L : 0551-42-1321

F A X : 0551-42-1129

E - M a i l : kikaku@city.hokuto.yamanashi.jp